

## 越前市文化センター大ホール使用料助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市の文化・芸術及び社会教育の振興を図るため、越前市文化センター大ホール使用料助成補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、越前市文化センター大ホール(以下「大ホール」という。)を使用した事業であって、次の各号のいずれかに該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 市内に主たる活動の本拠を置き文化・芸術に関する活動(以下「文化・芸術活動」という。)又は社会教育に関する活動を主として行う団体又は個人が、その活動の一環として実施する発表、公演、講演、コンサート等の事業であって、市が実施している他の制度による補助金を受けていないもの

(2) 市内に主たる活動の本拠を置かない文化・芸術活動を主として行う団体又は個人が行う事業であって、趣旨が適当で本市の文化・芸術の振興に寄与すると認められる事業

2 次の団体は、補助の対象としない。

(1) 政治団体

(2) 宗教団体

(3) 企画・鑑賞団体

(4) 文化・芸術活動又は社会教育に関する活動を目的としない団体

(5) 企業内の活動団体

(補助対象経費等)

第3条 この要綱における補助対象経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事業 次に掲げる経費

ア 発表又は公演の日の大ホール基本使用料、附属設備使用料及び冷暖房加算料金

イ 発表又は公演の日の前日(1日分のみ)に練習又は仕込みを行う場合の大ホール基本使用料、附属設備使用料及び冷暖房加算料金の合計額の2分の1の額

(2) 前条第1項第2号に掲げる事業 発表又は公演等に要する時間の大ホール基本使用料と附属設備使用料

2 補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金交付手続)

第4条 補助金の申請、交付等の手続等は、越前市補助金等交付規則による。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表

対 象 事 業	補 助 率	限 度 額
(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 (3)の項に掲げるものを除く。	補助対象経費の 70%以内	20万円
(2) 第2条第1項第2号に掲げる事業 (次項に掲げるものを除く。)	50%以内	20万円
(3) 第2条第1項各号に掲げる事業であって、 総事業費に占める大ホール使用料の割合が 5%に満たないもの	30%以内	10万円